

平成 23 年 6 月 3 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 中 広  
(コード番号 2 1 3 9 : 名証セントレックス)  
本社所在地 岐阜県岐阜市塩町二丁目 6 番地  
代 表 者 代表取締役社長 後藤 一 俊  
問 合 せ 先 執行役員管理本部長 松田 隆  
電 話 番 号 ( 0 5 8 ) 2 4 7 - 2 5 1 1 ( 代 表 )  
(URL <http://www.chuco.co.jp/>)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 6 月 3 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、平成 23 年 6 月 22 日開催予定の第 33 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

当社は、当事業年度現在、会社法第 2 条第 6 項に定める大会社に該当いたしません。コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、監査役会および会計監査人を設置することと致したく、別紙の通り、条文等の変更および新設をするものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 23 年 6 月 22 日 (予定)  
定 款 変 更 の 効 力 発 生 日 平成 23 年 6 月 23 日 (予定)

以 上

(下線 は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 監査役</p> <p>第30条 (員数) 当社の監査役は、<u>3名以内</u>とする。 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第33条 (報酬等) (条文省略)</p> <p>第34条 (監査役の責任免除) (条文省略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第30条 (員数) 当社の監査役は、<u>4名</u>とする。</p> <p>第33条 (常勤の監査役) <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>第34条 (監査役会の招集通知) <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>第35条 (監査役会規程) <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>第36条 (報酬等) (現行どおり)</p> <p>第37条 (監査役の責任免除) (現行どおり)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第38条 (選任) <u>会計監査人は株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>第39条 (任期) <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>第40条 (報酬等) <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>
<p>第6章 計 算</p> <p>第35条～第38条 (条文省略)</p>	<p>第7章 計 算</p> <p>第41条～第44条 (現行どおり)</p>